

大和市上和田東児童館指定管理者申込要領

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための施設です。指定管理者には、地域に密着して子どもたちと関わりを持ち、子どもたちの想像力豊かな発想を導き出すような事業展開を期待しています。

(2) 施設の概要

- (ア) 施設の名称 大和市上和田東児童館
- (イ) 所在地 大和市上和田 2 8 9 7 番地
- (ウ) 開館時期 昭和 4 8 年 6 月開館
- (エ) 建物概要 敷地面積 5 4 3 . 6 7 m²
延床面積 1 7 0 . 1 0 m²
建物構造 軽量鉄骨平屋建 2 階建
- (オ) 開館時間 正午から午後 5 時 3 0 分まで
(土曜日のみ午前 1 0 時から午後 5 時 3 0 分まで)
※指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができます。
- (カ) 休館日 月曜日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで
※指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができます。

2. 指定管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務 (詳細は別紙仕様書のとおり)

- (ア) 児童館の使用の承認に関する業務
- (イ) 児童の遊びや生活の指導等児童館事業に関する業務
- (ウ) 児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)

(3) 指定管理料

指定管理料の上限は、次表のとおりとします。(指定管理料は次表の金額を上限として、提出された収支予算書の提示額に基づき協定書で定める額とします。)

| 対象年度 | 指定管理料の額 |
|-----------|-----------------------------------|
| 平成 2 9 年度 | 5, 3 4 6, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む) |
| 平成 3 0 年度 | 5, 3 4 6, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む) |

| | |
|--------|---------------------------|
| 平成31年度 | 5,359,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 平成32年度 | 5,372,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 平成33年度 | 5,372,000円（消費税及び地方消費税を含む） |

※指定管理業務において、各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属します。

※仕様書等の変更等及び指定期間中の工事による休館により、協議の上、指定管理料を変更する場合があります。

（４）管理の基準

職員の配置については、開館時間中、児童館の運営に支障がないように、常に2名以上勤務することとし、そのうち1人は防火管理者の資格を有する者とし、また、職員は1年以内ごとに健康診断を受けるものとします。

（５）委託の制限

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。特別な事情により業務の一部を第三者へ委託しようとするときには、市と協議してください。

（６）業務の引継ぎ

- ・指定管理者は、期間満了または中途における業務廃止にともなって新しい指定管理者への引き継ぎが発生した場合、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅延なく提供するものとします。また、市または、市が指定するものによる児童館視察の申し出に応じなければなりません。
- ・新しい指定管理者への引き継ぎに伴う費用は現指定管理者が負担するものとします。

（７）モニタリング

児童館のサービス維持・向上と、効率的な管理運営が行われるよう、市及び指定管理者は施設の管理運営について定期又は随時にモニタリングを行うこととします。

（ア）市が行うもの

- ・市は児童館の管理の適正を期するため必要と認めるときは、定期又は随時に指定管理者に対し、業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。
- ・指定管理者が業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。
- ・市の監査委員が必要と認めるときは、指定管理者の児童館の管理業務に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

（イ）指定管理者が行うもの

- ・指定管理者は、施設の管理運営が児童館の設置目的や協定書・仕様書等に沿って行

われているか、継続的に自己点検を行うものとしします。またアンケートによる使用者満足度の調査等、使用者の声を施設の管理運営に取入れる取り組みを行うものとしします。

(8) リスク分担

リスク分担については、次表のとおりとしします。

【○：主負担 △：従負担】

| リスクの種類 | 内 容 | 大和市 | 指定管理者 |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 物価変動 | 人件費、物品費など物価変動に伴う経費の増加 | | ○ |
| | 最低賃金法の改正によるもの | 協議 | |
| | 上記以外の要因で急激な変動によるもの | 協議 | |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増加 | | ○ |
| | ただし、急激な変動によるもの | 協議 | |
| 周辺住民・市民等及び施設利用者への対応 | 事業に対する苦情、反対、要望、訴訟 | ○ | △ |
| | 施設管理、運營業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応 | △ | ○ |
| 法令等の変更 | 消費税（地方消費税を含む）率等の変更 | 協議 | |
| | 一般的な税制変更等 | | ○ |
| | 上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 | ○ | △ |
| 政治、行政的理由による事業変更 | 政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担 | ○ | |
| 不可抗力等 | 不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの | ○ | △ |
| 書類の誤り | 仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | 企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの | | ○ |
| 施設・設備の損傷 | 経年劣化によるもの（1件5万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費） | | ○ |
| | 経年劣化によるもの（乙の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの） | ○ | |

| | | | |
|-------------|---------------------------------------------------------|----|---|
| | 第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件5万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費） | | ○ |
| | 第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの） | ○ | |
| | 上記以外のもの | 協議 | |
| 第三者への賠償 | 指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの | | ○ |
| | 上記以外の理由により損害を与えた場合 | 協議 | |
| セキュリティ | 警備不備による情報漏えい、犯罪の発生 | | ○ |
| | ただし、犯罪による損害額が著しい場合 | 協議 | |
| 情報の保護 | 指定管理者が知りえた情報の漏えい | | ○ |
| 債務不履行 | 指定管理者の事業簿、破綻によるもの | | ○ |
| 事業終了時の費用 | 期間満了、中途における業務廃止にともなう徴収費用および新しい指定管理者への引き継ぎ費用 | | ○ |
| 利用者の許認可 | 指定管理者の責によるもの | | ○ |
| コスト増大 | 指定管理上必要となった経費 | | ○ |
| 事業の変更・遅延・中止 | 指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの | | ○ |
| | 大和市の管理瑕疵に起因する損害等によるもの | ○ | |
| 要求水準未達 | 指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合 | | ○ |
| 運営停止 | 指定管理者の責によるもの | | ○ |

3. 申込の手続き

(1) 申込資格

(ア) 団体であること（個人での申込は不可）

(イ) 団体またはその代表者（会長のこと）が、次の事項に該当しないこと

- ① 乙が、条例、規則またはこの協定の規定に違反したとき
- ② 乙が、甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- ③ 乙または乙の代表権を持つ者が次のいずれかに該当することとなったとき。
- ④ 法律行為を行う能力を有しない者
- ⑤ 破産者で複権を得ない者
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第2項（同法施行令

第167条の11第1稿の規定により準用する場合を含む。)の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている者

- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑧ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定の取り消しを受けた者
- ⑨ 労働基準監査局から是正勧告を受けた者

(ウ) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、会長、副会長、会計及び監査をする職にある者が、次の事項に該当しないこと

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っているものであること又はそれらの構成員であること
- ③ 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であること

(2) 提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 収支予算書
- (ウ) 財産目録
- (エ) 規約等
- (オ) 活動状況

(3) 提出期限

平成28年10月18日（火）午後5時まで（郵送可）

(4) 申込場所

大和市こども部こども・青少年課こども・青少年育成担当
〒242-0021
大和市中心1-5-14 大和市青少年センター内
電話 046-260-5224

4. 選定について

(1) 選定結果について

大和市児童館条例第7条に基づき、申込団体に対し選定後、速やかに通知します。

5. 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

審査終了後、市長は、市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程します。市議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

(2) 指定の年月日

平成29年4月1日

(3) 協定の締結

協議に基づき、協定を締結します。協定は、大和市児童館条例第11条に基づき、次の項目について定めます。

(ア) 指定期間に関する事項

(イ) 管理業務に関する事項

(ウ) 管理業務報告に関する事項

(エ) 管理費用に関する事項

(オ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(カ) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(キ) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(ク) その他市長が別に定める事項

6. スケジュール

| | |
|------------------------|-----------------------|
| 平成28年9月中旬 | 募集要項の配布 |
| 9月中旬から10月18日 午後5時まで | 申込期間 |
| 10月中旬 | 選定結果の通知 |
| 12月中旬 | 市議会に指定管理者に関する議案提出 |
| 平成29年3月中旬 | 市議会の議決を経て、指定管理料を決定 |
| 4月1日 | 次期指定管理者指定の通知、協定書締結、告示 |

7. 添付書類

(1) 大和市児童館条例、大和市児童館条例施行規則

8. 提出先及び問い合わせ先

大和市こども部こども・青少年課こども・青少年育成担当

大和市中心1-5-14 大和市青少年センター内

電話 046-260-5224

FAX 046-261-4900

メール ko_seish@city.yamato.lg.jp